

議案第 11 号

橋本市ひとり親家庭医療費の支給に関する条例の一部を改正する  
条例について

橋本市ひとり親家庭医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例につい  
て、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

令和元年 6 月 10 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

橋本市ひとり親家庭医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例

橋本市ひとり親家庭医療費の支給に関する条例(平成 18 年橋本市条例第 137 号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(支給対象者)</p> <p>第 3 条 この条例に定めるひとり親家庭医療費の支給の対象となる者(以下「支給対象者」という。)は、橋本市の区域内に住所を有し、医療保険各法の規定による被保険者、組合員又は被扶養者である者のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。この場合において、ひとり親家庭の配偶者のない男子又は女子が橋本市の区域内に住所を有し、修学その他の市長が認める事由により児童が橋本市の区域内に住所を有しないときは、当該児童は橋本市の区域内に住所を有するものとする。</p> <p>(1) <u>ひとり親家庭の配偶者のない男子又は女子及び児童</u></p> <p>(2) 略</p> <p>2・3 略</p> <p>(適用除外)</p> <p>第 4 条 前条の規定にかかわらず、支給対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、ひとり親家庭医療費は、支給しない。</p> <p>(1) 配偶者のない男子若しくは女子又は養育者(孤児等の養育者を除く。)の前年(1 月から 10 月までの間に新たに次条の認定を受けようとする場合)にあつては、前々年をいう。以下同じ。)の所得の額が、施行令第 2 条の 4 第 2 項に規定する額以上るとき。</p> <p>(2)・(3) 略</p>	<p>(支給対象者)</p> <p>第 3 条 この条例に定めるひとり親家庭医療費の支給の対象となる者(以下「支給対象者」という。)は、橋本市の区域内に住所を有し、医療保険各法の規定による被保険者、組合員又は被扶養者である者のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。この場合において、配偶者のない男子又は女子が橋本市の区域内に住所を有し、修学その他の市長が認める事由により児童が橋本市の区域内に住所を有しないときは、当該児童は橋本市の区域内に住所を有するものとする。</p> <p>(1) 配偶者のない男子又は女子及び児童</p> <p>(2) 略</p> <p>2・3 略</p> <p>(適用除外)</p> <p>第 4 条 前条の規定にかかわらず、支給対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、ひとり親家庭医療費は、支給しない。</p> <p>(1) 配偶者のない男子若しくは女子又は養育者(孤児等の養育者を除く。)の前年(1 月から 7 月までの間に新たに次条の認定を受けようとする場合)にあつては、前々年をいう。以下同じ。)の所得の額が、施行令第 2 条の 4 第 2 項に規定する額以上るとき。</p> <p>(2)・(3) 略</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。